

平成十四年十一月二十九日提出
質問 第一二一 号

国税OB税理士に対してあつせんした顧問先企業での勤務実態に関する質問主意書

提出者 長 妻 昭

国税OB税理士に対してあつせんした顧問先企業での勤務実態に関する質問主意書

一 国税OB税理士に対して顧問先企業をあつせんする実態は今も続いているか。

二 あつせんされた顧問先企業における勤務実態についてお尋ねする。

1 契約期間二〜三年のうち、ひとつの顧問先企業に訪問するのは、総計一、二回と聞くが、本当か。

2 平均一年間に、ひとつの企業を何回、訪問指導するか。

3 就任時に顧問先企業を訪問しないことも多いのか。

4 ある企業は、税務当局から、契約の挨拶に訪れた後、一度も訪問指導していない国税OB税理士に毎月五万円の報酬を支払っていることに対して、税務上疑義があると指摘されたと聞くが、国税当局がなぜ税務上問題のあるあつせんを続けるのか。

5 先の事例では、月額五万円は、税務上どのように処理するのが適正なのか。

右質問する。